業務委託のスライド制度について

**１　対象**

建物の清掃業務、人的警備業務、ボイラー等運転管理業務及びその他市長が特に認める業務のうち、履行期間が１年を超えるもの

**２　スライド額の算出方法**

・市の積算額を基礎として算出する。

・最低賃金又は建築保全業務の労務単価のうち任意の職種の上昇率を指標とする。

・積算時に見込んだ労務費の上昇率と指標とする単価の上昇率を比較して、スライド額算定に使用する上昇率を算出する。

・市の積算額に複数の労務費単価がある場合は、それぞれの単価の上昇率の平均を使用する。

・スライドの対象となるのは業務全体のうち基準日時点で未履行の部分のみ。

|  |
| --- |
| （１）増額スライドの場合  Ｓ増＝｛変更後の市積算額（未履行分）－変更前の市積算額（未履行分）｝  ×落札率－（未履行分契約金額×1/100）  （２）減額スライドの場合  Ｓ減＝｛変更後の市積算額（未履行分）－変更前の市積算額（未履行分）｝  ×落札率＋（未履行分契約金額×1/100） |

**３　算出例**

**【前提条件】**

①労務費の推移

・当初積算において、市の積算上の労務費単価は２種類（労務費単価Ａ、Ｂ）。それぞれの積算上における単価の推移は（表１）のように想定した。

・指標となる単価は「最低賃金」とし、（表２）のように上昇した。

②当初積算金額・契約金額

・予定価格は99,281,600円（税抜額90,256,000円）で、年度毎の積算内訳は（表１）のとおり。

・契約金額は91,850,000円（税抜額83,500,000円）で、年度ごとの契約金額内訳（支払金額）は（表２）のとおりとした。

**【令和8年度】　増額スライド**

③上昇率算定（R8）

・基準日は令和８年４月１日とする。

・様式３－５「上昇率算定」の上の表に、履行開始から基準日時点までの市の積算上の労務費単価Ａ、Ｂを順に入力する。それぞれの単価の上昇率が算出され、平均したものが市積算上の上昇率(a)となる。

・同じく下の表に、履行開始から基準日時点までの最低賃金額を順に入力すると、基準日時点での上昇率(b)が算定される。

・(b)を(a)で除して「スライド算定に使用する上昇率」が算出される。今回は上昇率が1を超えているので増額スライドの扱いとなる。

④積算内訳（R8）

・R7.4～R8.3はすでに業務を完了しているためスライドの対象とはせず、R8.4～R12.3までの金額が対象となる。

⑤増額スライド（R8）

・様式３－３「増額スライド額算出シート」に当初契約金額、予定価格を入力して請負比率（落札率）を算出する。

・「変更前の市積算額」の黄色セルにR8.4～R12.3における直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費、その他の経費を入力する（④積算内訳（R8）」の（表１）の各合計額）。

・「上昇率」に「③上昇率算定（R8）」で算出した「スライド算定に使用する上昇率」を入力する。直接人件費に上昇率を乗じ、変更後の直接人件費が算出される。業務管理費、一般管理費も直接人件費の増額に応じて自動で算出される。

・「未履行分契約金額（税抜）」にR8.4～R12.3における契約金額を入力する（④積算内訳（R8）の（表２）の合計額）。

・変更後の市積算額（未履行分）から変更前の市積算額（未履行分）を差し引いた額に請負比率（落札率）を乗じた額が、未履行分契約金額の±１％の額を超えているのでスライド対象となる。スライド額は265,187円（税抜）となり、スライド後の未履行分契約金額は次のとおり。

66,800,000＋265,187＝67,065,187円（税抜）

⑥スライド後（R8）

・各年度のスライド後の市積算額及び契約金額は⑥スライド後（R8）の各表のとおりとなる。

**【令和9年度】　減額スライド**

⑦上昇率算定（R9）

・基準日は令和9年４月１日とする。

・様式３－５「上昇率算定」の上の表に、前回スライド時の基準日時点から今回の基準日時点までの市の積算上の労務費単価Ａ、Ｂを順に入力する。それぞれの単価の上昇率が算出され、平均したものが市積算上の上昇率(a)となる。

・同じく下の表に、前回スライド時の基準日時点から基準日時点までの最低賃金額を順に入力すると、基準日時点での上昇率(b)が算定される。

・(b)を(a)で除して「スライド算定に使用する上昇率」が算出される。今回は上昇率が１を下回っているので減額スライドとなる。

⑧積算内訳（R9）

・前回スライド時の基準日（令和8年4月1日）におけるスライド後の積算内訳、契約金額内訳が算定の基礎となる。

・R7.4～R9.3はすでに業務を完了しているためスライドの対象とはせず、R9.4～R12.3までの金額が対象となる。

⑨減額スライド（R9）

・様式３－４「減額スライド額算出シート」に当初契約金額、予定価格を入力して請負比率（落札率）を算出する。

・「変更前の市積算額」の黄色セルにR9.4～R12.3における直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費、その他の経費を入力する（⑧積算内訳（R9）」の（表１）の各合計額）。

・「上昇率」に「⑦上昇率算定（R9）」で算出した「スライド算定に使用する上昇率」を入力する。

・「未履行分契約金額（税抜）」にR9.4～R12.3における契約金額を入力する（⑧積算内訳（R9）の（表２）の合計額）。

・変更後の市積算額（未履行分）から変更前の市積算額（未履行分）を差し引いた額に請負比率（落札率）を乗じた額が、未履行分契約金額の±１％の額を超えなかったためスライド対象外となる。

**【令和10年度】　増額スライド**

⑪上昇率算定（R10）

・基準日は令和10年４月１日とする。

・様式３－５「上昇率算定」の上の表に、前回スライド時の基準日時点（令和9年4月1日時点はスライド対象外だったため令和8年4月1日時点）から今回の基準日時点までの市の積算上の労務費単価Ａ、Ｂを順に入力する。それぞれの単価の上昇率が算出され、平均したものが市積算上の上昇率(a)となる。

・同じく下の表に、前回スライド時の基準日時点（同様に令和8年4月1日時点）から基準日時点までの最低賃金額を順に入力すると、基準日時点での上昇率(b)が算定される。

・(b)を(a)で除して「スライド算定に使用する上昇率」が算出される。今回は上昇率が１を超えているので増額スライドとなる。

⑪積算内訳（R10）

・前回スライド時の基準日（令和8年4月1日）におけるスライド後の積算内訳、契約金額内訳が算定の基礎となる。

・R7.4～R10.3はすでに業務を完了しているためスライドの対象とはせず、R10.4～R12.3までの金額が対象となる。

⑫増額スライド（R10）

・様式３－３「増額スライド額算出シート」に当初契約金額、予定価格を入力して請負比率（落札率）を算出する。

・「変更前の市積算額」の黄色セルにR10.4～R12.3における直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費、その他の経費を入力する（⑪積算内訳（R10）」の（表１）の各合計額）。

・「上昇率」に「⑩上昇率算定（R10）」で算出した「スライド算定に使用する上昇率」を入力する。

・「未履行分契約金額（税抜）」にR10.4～R12.3における契約金額を入力する（⑪積算内訳（R10）の（表２）の合計額）。

・変更後の市積算額（未履行分）から変更前の市積算額（未履行分）を差し引いた額に請負比率（落札率）を乗じた額が、未履行分契約金額の±１％の額を超えているのでスライド対象となる。スライド額は133,984円（税抜）となり、スライド後の未履行分契約金額は次のとおり。

33,532,592＋133,984＝33,666,576円（税抜）

⑬スライド後（R10）

・各年度のスライド後の市積算額及び契約金額は⑬スライド後（R10）の各表のとおりとなる。